

令和7年4月1日から **木造住宅耐震診断調査・ 耐震改修等助成事業拡充のご案内**

①助成対象の住宅を拡大します！

平成12年5月31日までに建築された
新耐震基準の木造住宅を助成対象とします！

※平屋建て又は2階建てのもので在来軸組工法の一戸建ての木造住宅に限ります。
※耐震アドバイザー派遣事業、耐震診断助成、耐震改修助成が対象です。

②耐震改修助成の限度額を 170万円に拡充します！

耐震改修工事に要する費用について、
限度額110万円から170万円に拡充します！
この機会にぜひご自宅の耐震改修をご検討ください。

③耐震除却助成の要件を緩和します！

市の耐震アドバイザー派遣事業（無料）を実施すること
で、これまでの要件だった耐震診断が不要となる場
合があります！



府中市 木造住宅耐震診断調査・耐震改修等助成事業の内容

対象要件

①から③全てに
該当するもの

① 次のア又はイのいずれかに該当するもの

(ただし、耐震除却及び耐震シェルター等の設置は「ア」のみを対象とする。)

ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手された一戸建ての木造住宅であること

イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手された平屋建て又は2階建てのもので在来軸組工法により建てられた一戸建ての木造住宅であること

② 所有者等が現に居住し、かつ住民登録をしていること

③ 市税等の滞納がないこと

※詳細は市にお問合せください。

耐震アドバイザー派遣事業

住宅の簡易耐震診断を行うとともに、
総合的にアドバイスをします。

【派遣する者】

一般社団法人東京都建築士事務所協会
南部支部に所属する建築士

費用 **無 料**

耐震診断助成

住宅の耐震診断調査に係る費用を助成します。

(耐震アドバイザー派遣事業を利用しなくても耐震診断助成を受けることができます。)

【診断する者】

- 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部に所属する建築士
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づき登録を受けた事務所

助成限度額 **12万円**

(ただし、耐震診断費用の3分の2)



耐震アドバイザー派遣事業により
実施した簡易診断で、倒壊の危険
性があると判断された場合

市の助成制度により実施した耐震診断で、
上部構造評点が1.0未満と診断された場合

耐震除却助成

住宅全部の除却に係る
費用を助成します。



【解体事業者】

建設業法の解体に係る許可又は
建設リサイクル法の登録を得て
いる事業者

助成限度額 **50万円**

(ただし、除却費用の2分の1)

耐震改修助成

上部構造評点を1.0以上とする
耐震改修工事に係る費用
を助成します。



【改修事業者】

府中市内に建設業の「建築工事業の
許可」を得た事業者を有する建設業
者で、むさし府中商工会議所が行う
耐震補強に関する講習会を受講した
事業者

助成限度額 **170万円**

(ただし、耐震改修費用の2分の1)

耐震シェルター等の 設置の助成

耐震シェルター等の設置に係る費用
を助成します。

【対象要件】

- ・65歳以上の方のみで構成された世帯
- ・身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者手帳1級をお持ちの方がいる世帯

助成限度額 **30万円**

(ただし設置費用の4分の3)

※ 工事契約前、かつ着工前に、助成金を申請してください。

※ 原則として、助成金の申請をした年度内に事業が完了するようにしてください。